

# 平成30年臨時総代会開催

平成30年10月26日午前10時両総土地改良区会議室において、総代163名出席のもと農林水産省関東農政局並びに千葉県農林水産部より多数の来賓にご臨席いただき、臨時総代会を開催いたしました。



## 理事長挨拶 〈要約〉



### 理事長 森 英介

農業・農村を取り巻く状況は、過疎化による農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、地域活力の低下などの課題が山積しております。

本年6月に、土地改良法が一部改正され、准組合員制度の創設及び理事の資格要件の見直しなど組合員資格に関する措置、並びに総代会制度の見直し及び財務会計の適正化など土地改良区の体制に関する措置が講じられました。今後、これらの対応について検討を重ね時代に対応できる土地改良区を目指して参りたいと考えております。

今年の用水関係で御座いますが、4月4日より昼夜運転を開始し、去年より3日早い8月7日をもって無事終了いたしました。限りある水資源の有効活用のため、今後とも節水について十分なご協力をお願いいたします。

8月5日には、県営経営体育成基盤整備事業堀之内地区の工区設立総会が盛会に執り行われました。この事業により担い手へ農地が集積され、将来にわたり地域の農業を持続的に発展されると考えております。

8月下旬に、国及び千葉県へ農業整備事業関連の当初予算確保、農事用電力の継続、栗山川改修、一宮川の維持浚渫の要請行動に行っていました。特に今回は、農林水産大臣をはじめ官僚幹部の方々へ農事用電力の継続について強く要望し、農水省としても協力する旨の回答を頂きました。

ご承知の通り役員の任期が11月9日ということで、松潟土地改良区との合併及び3支所への組織改編等色々思い出されますが、無事任期満了を迎えることが出来ます。この場をお借りし、役員を代表いたしまして総代の皆様方に感謝申し上げます。

## ご来賓挨拶 〈要約〉



### 農林水産省関東農政局

### 利根川水系土地改良調査管理事務所 所長 原川 忠典様

農林水産省では、8月末に総額2兆7,269億円とする平成31年度農林水産予算概算要求を行いました。このうち農業農村整備事業関係の予算額は5,305億円で、30年度当初予算より22%増となる金額を要求しています。新たな制度としては、国営かんがい排水事業において、施設の補修・更新に当たり総費用の低減を要件に、受益面積500ha以上の施設の変更が可能となる事業メニューの創設や、7月の西日本豪雨等を踏まえ、ため池に係るハード・ソフト整備に係るメニューの拡充等を行っております。今後、年末の予算編成に向け、要求額の確保を目指しているところです。

改正土地改良法が6月に国会で成立し、来年の4月に施行されることになっております。改正の内容ですが、組合員資格や理事の要件、総代会制度、財務会計制度等について見直しがなされており、改良区の体制強化等を目的としたもので、土地改良区の方々に深く関係する内容となっております。この法改正に伴い、土地改良区を支援するメニューの拡充を31年度予算で要求しております。土地改良区体制強化事業において、複式簿記の導入や土地改良区連合の設立に向けた支援に係るメニューの拡充のほか、水利施設等保全高度化事業において、資産評価データの整備を支援するメニューの拡充が盛り込まれております。

両総地区につきましては、平成26年度に国営事業が完了し、皆様方の農業水利施設の適切な維持管理の下、首都圏への米、生鮮野菜等の供給基地として大きな役割を担っていただいているところです。

農業水利施設がその効果を発揮していくためには、適切な維持管理が不可欠です。当事務所としましても、施設の有効活用と地域農業の発展に向け、引き続き地域の皆様方との連携を密に、現場の実情に即した業務運営に努めてまいりたいと考えております。



### 千葉県農林水産部 次長 杉野 宏様

農業・農村を取り巻く環境が急激に変化していく中で、担い手の育成や農地の利用集積の推進についても、地域の実情に精通している土地改良区への期待は大きくなっており、土地改良区運営の健全化や体質強化に、より一層取り組んでいく必要があると考えています。

昨年に引き続き本年6月にも、土地改良法の改正がなされました。今回の改正は土地改良区のあり方を見直すもので、例えば、理事の資格要件や総代会制度の見直し、准組合員制度の新設、更には貸借対照表の作成や員外監事の選任など、今後の土地改良区の運営に少なからず影響が生じる事になります。貴土地改良区においては、既に運営基盤の強化等に積極的に取り組んでいただいているところですが、今回の法改正を踏まえて、更なる体制強化に努めていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

国営事業により完成した基幹水利施設は、順調に稼働していると同っていますが、これらの施設能力を効率的・安定的に利用するため、末端水利施設の整備が急がれるところです。

末端施設の整備に当たっては、地域で将来にわたり農業をどのように継続して行くのかを考えていただき、その上で、経営の安定化や農業の継続を図るため、生産コストの縮減や収益性の高い作物の導入などに繋がる基盤整備を行うことが重要です。

県としましても、末端施設の整備のみならず、事業を契機として地域の積極的な農業振興に資するよう、皆様方と連携して取り組んでまいります。